

経 済 産 業 省

20250220貿局第1号

輸出注意事項2025第8号

輸入注意事項2025第4号

経済産業省貿易経済安全保障局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年3月7日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 一 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 二 ただし、別紙 H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）の表中、規制物質コード090034、090036、090042及び090046の規定については、令和9年1月1日から施行する。
- 三 別紙 H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）の表中、規制物質コード090044及び090048の規定については、令和10年1月1日から施行する。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～25（略）		別表第1～25（略）	
別紙1～10（略）		別紙1～10（略）	
別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質 A. ～G. （略） H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）		別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質 A. ～G. （略） H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
090010	<u>電池</u>	090010	<u>電池（次に掲げるものを除く。）</u> <u>イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の1パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）</u> <u>ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）</u>
090020	（略）	090020	（略）
090030	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）	090030	一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）
<u>090032</u>	<u>一般照明用の電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）</u>	（新設）	（新設）
<u>090034</u>	<u>一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）</u>	（新設）	（新設）
<u>090036</u>	<u>一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（定格消費電力が30ワットを超えるものに限る。）</u>	（新設）	（新設）
090040	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの	090040	一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの

	イ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のもののうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの
090042	<u>一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものであって、規制物質コード090040のロに掲げるものの以外のもの</u>
090044	<u>一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、三波長形の蛍光体を用いたものであって、規制物質コード090040のイに掲げるものの以外のもの</u>
090046	<u>一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）であって、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</u>
090048	<u>一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）であって、三波長形の蛍光体を用いたもの</u>
090050	(略)
090060	<u>電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ</u>
090070 ～ 090100	(略)
090110	<u>圧力計のうち、次に掲げるもの</u> <u>イ 非電気式のもの（230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著し</u>

	イ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のもののうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
090050	(略)
090060	<u>電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの</u> <u>イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの</u> <u>ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの</u> <u>ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1500ミリメートルを超えるもの</u>
090070 ～ 090100	(略)
090110	<u>圧力計（電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げ</u>

	<u>い振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。)</u> <u>(1) 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。(2) において同じ。)</u>が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計 <u>(2) 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</u> <u>ロ 電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの(230度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。)</u> <u>(1) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が1パーセント以内のもの</u> <u>(2) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が3パーセント以内のもの（(1)に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが1.5メートル以上のものに限る。)</u>
090120 ～ 090180	(略)
別紙12	(略)

	<u>るものを除く。)</u> <u>イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。)</u>が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計 <u>ロ 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</u>
090120 ～ 090180	(略)
別紙12	(略)